

2026/27 U-21 Jリーグ試合実施要項

本実施要項は、2026/27 シーズンの U-21 Jリーグ（以下「本大会」という）、の実施に関し定めるものであり、本大会の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項によるものとする。なお、本実施要項で取り上げる Jリーグ規約条文中の「実行委員」は「U-21 Jリーグクラブ代表者」に、「チェアマン」は「フットボール本部担当執行役員またはフットボール本部本部長」に読み替え、「マッチコミッショナー」に関する事項は考慮せずに扱う。

第 1 節 試合会場

第 1 条〔試合会場の確保と維持〕

参加クラブは、次条以下に定める要件を具備する試合会場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、準備する責任を負う。

第 2 条〔試合会場〕

(1) 試合会場は、原則として、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- ① ピッチは天然芝であり、縦長 105m、横幅 68m であることが望ましい
- ② ピッチの外側周囲には、1.5m 以上の芝生部分を確保すること（したがって、縦長 108m 以上、横幅 71m 以上の芝生部分を確保すること）
- ③ ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型（直径 12cm）で、原則として埋込み式であること
またボールを反発するような補強材を使用しないこと
- ④ ゴールネットは原則として白色とする（Jリーグに事前に申請し、承認を得た場合はこの限りではない）
- ⑤ コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、原則として Jリーグ指定のものであること
- ⑥ ラインは幅 12cm とし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）

(2) フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置または設置してはならない。

第 3 条〔試合会場付帯設備〕

(1) 試合会場は、次の各号の付帯設備を備えるものであることが望ましい。

- ① 運営本部室
- ② 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
- ③ 室内ウォームアップエリア（ホームチームおよびビジターチームについて各々個別に

用意されていること。また審判員について配慮されていること。

- ④ 記録室（ピッチ全体を見渡すことができること）
 - ⑤ 医務室
 - ⑥ 警察・消防司令室兼控室
 - ⑦ 記者室
 - ⑧ カメラマン（フォトグラファー、TV クルー）室
 - ⑨ 中継スタッフ控え室
 - ⑩ 記者席
 - ⑪ 場内放送システムおよび場内放送室
 - ⑫ スコアボードおよび時計
 - ⑬ メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
 - ⑭ リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポールまたはバトン
 - ⑮ メディア受付、ミックスゾーン
 - ⑯ 入場券売場、入場ゲート（入場待機スペース）
 - ⑰ 総合案内所
 - ⑱ 救護室
 - ⑲ 授乳室
 - ⑳ 飲食物およびグッズ売店
 - ㉑ 駐車場、駐輪場、タクシー等乗降所
 - ㉒ テレビ中継車両駐車スペース
 - ㉓ テレビカメラ設置スペース
 - ㉔ ケーブル敷設スペース
 - ㉕ 伝送用機材設置スペース
 - ㉖ 雷保護設備または避雷針
- (2) スタンドには、どの席からもアクセスが容易な場所に男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席近くには多目的トイレを備えていることが望ましい。

第4条〔照明装置〕

試合会場には、照明装置があることが望ましい。また、試合会場に照明装置がある場合、参加クラブは、照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

第5条〔ベンチ〕

(1) チームベンチは、原則として、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- ① ピッチのタッチラインから 5m 以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから 10m 以内にかかる位置に設置すること
- ② 屋根を備えていることが望ましく、観客等の視野を妨げるものであってはならない
- ③ 座席数が 16 席以上であること

(2) ベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。

(3) 原則として、第4の審判員ベンチを備えなければならない。

第6条〔医事運営〕

(1) ホームクラブは、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない。

- ① 医務室には、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品を備えること
- ② 試合の開催時には、試合会場の観客等の事故に対処するため、医師および看護師各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること。なお、医師か看護師のいずれかが開門1時間前から待機していることが望ましい
- ③ 試合の開催に先立ち、試合会場で生じる重度の外傷および疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機していることが望ましい
- ④ 第2号の医師に、対処した外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、Jリーグへ可及的すみやかに提出すること
- ⑤ AEDを医務室に1台および救護室または観客エリアに1台以上備えること
- ⑥ すべての試合において第4の審判員ベンチにAEDを備えなければならない
- ⑦ ピッチサイドに通常の担架2台および頭部・頸部固定可能な担架を1台備えること
なお、頭部・頸部固定可能な担架は2台備えることが望ましい。

(2) 前項第2号の医師および看護師の手当は、以下の金額を標準とする。

手当：医師 30,000 円（日給）

看護師 10,000 円（日給）

第7条〔旗の掲揚〕

(1) ホームクラブは、原則として、ホームゲームを開催する試合会場において、リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。ただし、掲揚ポールが無い試合会場ではその限りではない。

- ① リーグ旗：ホームクラブ旗とビジタークラブ旗の中央
- ② ホームクラブ旗：ホームクラブのベンチ側
- ③ ビジタークラブ旗：ビジタークラブのベンチ側
- ④ フェアプレー旗：リーグ旗の下または横

(2) リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗の大きさはいずれも天地 1,800 mm、左右 2,700 mmとする。

第8条〔広告看板等の設置〕

(1) ホームクラブは、Jリーグからの要請があった場合、ホームゲームを開催する試合会場において、Jリーグが指定する広告看板または横断幕を掲出することができるスペースを確保しなければならない。ただし、試合会場の施設環境等により、実施にあたっての著しい制約事項があるとJリーグが認めた場合、この限りでない。

(2) ホームクラブは、Jリーグからの要請があった場合、ホームゲームを開催する試合会場において、Jリーグが指定するチラシや商品サンプル等の配布に協力しなければならない。配布数量や配布方法については、個別に協議するものとする。

第9条〔試合会場における告知等〕

(1) ホームクラブは、試合会場において、原則として、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第4号については得点直後に、また、第6号については後半30分を目安に、それぞれ告知するものとする。

- ① 選手および審判員
- ② 試合方式
- ③ 選手および審判員の交代
- ④ 得点者および得点時間
- ⑤ アディショナルタイム
- ⑥ 入場者数（第46条に基づいて算定されたもの）
- ⑦ 警告を受けた者および退場を命じられた者
- ⑧ 前各号のほか、Ｊリーグの指定する事項

(2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を含む広告宣伝、告知またはイベント等を行うことができる。

- ① 次の試合の予定の告知
- ② クラブパートナーの広告宣伝
- ③ チームまたは選手に関する情報の告知

第10条〔試合会場の届け出〕

ホームクラブは、試合会場をＪリーグに事前に届け出なければならない

第11条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨時、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その試合会場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第2節 試 合

第12条〔競技規則〕

試合は、すべて国際サッカー連盟（FIFA）および協会の競技規則に従って実施される。

第13条〔大会方式〕

(1) 本大会には、以下の11クラブが参加する。

浦和、ＦＣ東京、東京Ｖ、川崎Ｆ、清水、磐田、名古屋、Ｇ大阪、神戸、岡山、長崎

(2) 本大会は、東西リーグラウンド、交流戦ラウンド、プレーオフラウンドから構成される。

(3) 東西リーグラウンドは、以下の定めに従う。

6チームで構成される EAST および 5チームで構成される WEST の2グループにわけ、グループごとにホーム＆アウェイ方式による2回戦総当たりを行う。

EAST：浦和、ＦＣ東京、東京Ｖ、川崎Ｆ、清水、磐田

WEST：名古屋、Ｇ大阪、神戸、岡山、長崎

(4) 交流戦ラウンドは、以下の定めに従う。

以下の通り、ホームまたはアウェイによる1回戦総当たりとする。

- ・ EAST 所属チームは、すべての WEST 所属チームと1回ずつ戦う。
- ・ WEST 所属チームは、すべての EAST 所属チームと1回ずつ戦う。

(5) プレーオフラウンドは、以下の定めに従う。

第26条第1項の定めに従って決定したグループ順位に応じて、以下の試合を行う。

① プレーオフラウンド（準決勝、決勝、3位決定戦）

EAST、WEST それぞれの1位および2位の計4チームは、1試合制のノックアウト方式による試合を行う。準決勝は、EASTの1位チーム vs. WESTの2位チームおよびWESTの1位チーム vs. EASTの2位チームとし、いずれも1位チームのホームとする。準決勝の勝者は決勝を行い、準決勝の敗者は3位決定戦を行う。決勝および3位決定戦はセントラル開催とする。

② プレーオフラウンド（5位決定戦、7位決定戦、9位決定戦）

EAST、WEST それぞれの3位から5位のチームは、同順位のチーム同士でホーム&アウェイ方式による試合を行う。1戦目はEAST所属チームのホームとし、2戦目はWEST所属チームのホームとする。

(6) 試合時間は90分間（前後半各45分）とする。

(7) 本条において想定されていない事態が発生した場合の措置は、その影響度に応じて、理事会またはJリーグ経営会議で審議決定する。

第14条〔届出義務〕

(1) 参加クラブは、Jリーグが定めた期限までに選手、スタッフ等の登録について次の各号の事項を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。

① 選手

② U-21 Jリーグクラブ代表者（試合当日のトラブル対応や試合中止判断におけるクラブの責任者をいう）、U-21 Jリーグ運営担当等

③ 監督、コーチ、ドクター、およびアスレティックトレーナー（原則として公益財団法人日本スポーツ協会公認）等（以下総称して「チームスタッフ」という）なお、監督は、「有効なJFA Aジェネラルライセンス」またはそれ以上のライセンス相当と認定された者でなければならない。

(2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。

(3) Jリーグは毎週金曜日（ただし、その日がJリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日（ただし、その日がJリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。

第15条〔出場資格〕

(1) 協会への選手登録およびJリーグ登録（Jリーグ規約第100条に定める。以下同じ）を完了し、かつ第18条の定めに従い提出された「Jリーグメディカルチェック報告書」

で試合出場可能と判断された選手でなければ、試合に出場することはできない。

- (2) 前項に定める条件に加え、参加クラブの2種チームまたは3種チームに所属する選手については、次の各号の条件を満たさなければ、所属するJクラブが参加する試合に出場することはできない。
- ① 当該2種チームまたは3種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - ② 「第2種トップ可」または「第3種U-21可」としてJリーグ登録されていること
 - ③ 第16条に定める「出場可能2種選手リスト」に登録されていること
- (3) 前2項に定める選手は、前各項に定めるもののほか、本実施要項、Jリーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定める全ての要件を充足しなければ試合に出場することはできない。

第16条〔出場可能2種選手リスト〕

- (1) 参加クラブは、Jリーグが定める期間内において、自クラブの2種チームまたは3種チームに所属する選手を出場可能2種選手リストに登録できる。
- (2) 出場可能2種選手リストは、リストAおよびリストBの2つのリストから構成される。
- ① リストA
13名を上限として登録でき、次項に定める更新ウインドー期間内において、リストAの登録選手を変更することができる。
 - ② リストB
2名を上限として登録でき、次項に定める更新ウインドー期間に関わらず、リストBの登録選手を変更することができる。
- (3) 以下の更新ウインドー期間内において、リストAの登録選手を変更することができる。
- 第1更新ウインドー：2026年10月22日（木）～10月29日（木）
 - 第2更新ウインドー：2027年1月5日（火）～2月11日（木）
 - 第3更新ウインドー：2027年3月18日（木）～4月1日（木）
- (4) 以下のいずれかに該当する場合、参加クラブはJリーグに対して別途定める更新ウインドーの例外書式を申請でき、承認された場合は前項の更新ウインドー期間外であってもリストAの登録選手を変更または追加することができる。
- ① ゴールキーパーの怪我に伴う変更
リストAに登録されたゴールキーパーがケガをし、ゴールキーパーを2名確保できない場合、リストAのゴールキーパーの変更を申請できる。申請には、医師の診断書の提出を必須とする。
 - ② 選手の移籍に伴う変更
以下に該当する場合は、移籍元クラブに限りリストAの選手の変更を申請できる。
 - イ) リストに登録されたプロ選手が、海外クラブへ移籍する場合（期限付移籍を含む）
 - ロ) リストAに登録されたプロ選手が、国内クラブへ移籍する場合（期限付移籍を含まない）
 - ハ) リストAに登録されたアマチュア選手が、他のJクラブの2種チームや3種チームまたは他のJクラブのトップチームに移る場合
 - ③ U-21選手の代表招集に伴う追加
トップチームまたはU-21チームに登録されているU-21選手が、日本サッカー協会が

定める U-16 以上の代表活動に招集された場合、代表活動に必要と合理的に判断される期間（以下、活動期間）に限り、招集された U-21 選手の人数を上限として 2 種選手をリスト A に追加を申請することができる。なお、この申請によって生じる追加により、本条第 2 項第 1 号に定めるリスト A の上限 13 名を超える期間が発生することを許容する。また、招集選手が代表活動を途中離脱する場合または代表活動が予定よりも早期に終了した場合、活動期間においてリスト A に登録することができるのは、当該招集選手または本申請によってリスト A に追加された選手のいずれか一方となる。

第 17 条〔出場可能日〕

第 14 条および第 15 条により登録を完了した選手は、Jリーグ登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第 18 条〔メディカルチェック〕

- (1) 参加クラブは Jリーグが別途定める日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」を Jリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「Jリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第 19 条〔エントリー〕

- (1) 本実施要項においてエントリーとは、各試合に出場できる選手ならびにベンチ入りできる選手およびチームスタッフを届け出る手続をいう。
- (2) エントリーは、各チームが自己の責任において必要事項を記入した「Jリーグメンバー提出用紙」を両クラブの U-21 Jリーグ運営担当が相互に確認したうえで、ホームクラブの U-21 Jリーグ運営担当に提出した時点で完了するものとする。双方のチームは、各試合のキックオフ時刻の 90 分前までにエントリーを完了しなければならない。なお、エントリー完了後のメンバー修正は、第 39 条に定める場合を除き、認められない。
- (3) 各試合にエントリーできる選手およびチームスタッフは、第 14 条の定めに従い届け出られた選手およびチームスタッフのうち、本実施要項、Jリーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定める全ての要件を満たす者に限られるものとする。
- (4) Jリーグ規約第 62 条第 2 項第 2 号に定めるエントリー下限人数は、トップチーム登録、第 2 種トップ可および特別指定選手合計 13 名（ただし、ゴールキーパー登録の選手が 1 名以上、かつフィールドプレーヤーの選手が 10 名以上とする）とし、当該人数を下回る可能性がある場合、各チームは、別途定める手続きに則り試合の中止をフットボール本部担当執行役員またはフットボール本部長に要請することができる。
- (5) 1 チームあたりのエントリー上限人数は、選手については 18 名、チームスタッフについては 9 名とする。

第 20 条〔オーバーエイジ選手〕

- (1) 2026/27 シーズンは、以下の各号に示すオーバーエイジ選手の区分を設ける。
 - ①オーバーエイジ（年齢制限なし）

②オーバーエイジ（U-24）

(2) 2026/27 シーズンのオーバーエイジ選手のエントリールールは、次の通りとする

推奨基準：オーバーエイジ（年齢制限なし）3名まで + オーバーエイジ（U-24）4名まで

必須基準：オーバーエイジ（年齢制限なし）6名まで + オーバーエイジ（U-24）4名まで

なお、推奨基準に満たない試合においても、当該チームは4名のU-21選手を先発出場させなければならない。

第21条〔外国籍選手〕

(1) 登録することができる外国籍選手の人数には、制限を設けないものとする。

(2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手の1チームあたりの上限は、3名までとする。

(3) 以下に定める国の国籍を有する選手は、Jリーグ提携国枠の選手として、前2項に定める外国籍選手ではないものとみなす。

タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシア

第22条〔ユニフォーム〕

(1) 参加クラブが使用するユニフォームは、理事会が別途定める「ユニフォーム要項」によるものとする。ただし、指定マーク等について、「ユニフォーム要項」第8条は適用しない。

(2) 試合ごとに選手番号を変更することができる。

第23条〔フィールド内のチーム要員〕

(1) フィールド（ピッチおよびその周辺部分をいう）上に用意されたベンチには、第19条の定めに従い適切にエントリーされた者だけが着席できる。なお、参加クラブは、すべての試合にドクターを同行させ、ベンチ入りさせなければならない。

(2) ベンチ内での喫煙は禁止する。

(3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上から双方のチームのフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。

(4) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。

(5) 参加チームは、協会およびJリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者および出場停止処分を受けた者ならびに試合中に主審により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。

(6) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、フィールド周辺および第28条に基づきAD証で規制される通行可能エリアに立ち入ってはならない。

(7) 第5項に定める者のうち、試合中に主審により退場を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない。

(8) 前2項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。

(9) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図

をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、当該チームスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。

- (10) 本条第1項から第5項、第7項および前項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会またはＪリーグにより処分を決定される。

第24条〔テクニカルエリアの使用〕

「Ｊリーグメンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ1名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第25条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 東西リーグラウンドおよび交流戦ラウンド

90分間（前後半各45分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

- (2) プレーオフラウンド（決勝）

- ① プレーオフラウンドにおいて、90分間（前後半各45分）で勝敗が決しない場合、次の各号の順序により勝者を決定する。

イ. 30分間（前後半各15分）の延長戦

ロ. PK戦

ハ. 抽選

- ② 前号イの延長戦は、次の定めに従い行うものとする。

イ. 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。

ロ. 延長戦を実施する場合、通常交代に関しては、第40条の定めにかかわらず、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大7名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる（なお、第40条第2項に定める脳振盪交代および追加交代の交代人数および交代回数に変更はないものとする）。

ハ. 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く。

- ③ 第2号ロのPK戦は、次の定めに従い行うものとする。

イ. PK戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が7名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

ロ. PK戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

- (3) プレーオフラウンド（準決勝、3位決定戦）

前項に従う。ただし、延長戦は実施しない。

(4) プレーオフラウンド（５位決定戦、７位決定戦、９位決定戦）

① プレーオフラウンドの試合は、90 分間（前後半各 45 分）の試合をホーム＆アウェイ方式で２試合行い、第２戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。

② プレーオフラウンドの第２戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。ただし、第２戦がＪリーグ規約第 64 条に定めるみなし開催となった場合においては、ロに定めるＰＫ戦は実施しないものとする。

イ． ２試合における得失点差

ロ． ＰＫ戦

③ 第２号ロのＰＫ戦は、次の定めに従い行うものとする。

イ． ＰＫ戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が 7 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる

ロ． ＰＫ戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。ＰＫ戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

第 26 条〔順位の決定〕

(1) グループ順位の決定

東西リーグラウンドおよび交流戦ラウンドが終了した時点で、勝点（勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点）の合計が多いチームを上位とし、EAST および WEST それぞれのグループ順位を決定。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。

① 全試合の得失点差

② 全試合の総得点数

③ 該当するチーム間の対戦成績（イ．勝点 ロ．得失点差 ハ．総得点数）

④ 抽選

なお、第 4 号の抽選は、順位の優劣を確定させる必要があるとフットボール本部執行役員またはフットボール本部長が判断したときに限り実施される。

(2) 最終順位の決定

最終順位は、第 25 条に定めるプレーオフラウンドの勝敗に基づき、決定する。

第 27 条〔審判員〕

(1) Ｊリーグは、本大会の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつＪリーグ規約第 101 条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。

(2) 審判員は、Ｊリーグが指定するキックオフ時刻の 90 分前までにスタジアムに到着しなければならない。

(3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第 4 の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、Ｊリーグと協会

の審判委員会が協議の上対応を決定する。

(4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

①手当て：主審 20,000 円 副審 10,000 円 第 4 の審判員 8,000 円

②交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」に定めるＪ３の審判員の支払ルールを準用し、以下のとおりＪリーグが支払う。

イ. 宿泊費は、１泊につき金 12,000 円（税抜）以下とする。

宿泊は原則として本件移動距離が 200km 以上のときに前泊を認める。ただし、特別の事情があるときは、本件移動距離にかかわらず、前泊もしくは後泊またはその双方を認めるものとする。

ロ. 交通費は、次の基準により支給する。

・往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする。

・往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とする。

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする。片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については、合理的理由がある場合に限り利用することができる。

(5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない

② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Ｊリーグ規約第 63 条第 2 項第 2 号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：主審 10,000 円 副審 5,000 円 第 4 の審判員 4,000 円

ロ. 試合途中から手当ての額の多い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

③ 前 2 号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Ｊリーグの「旅費規程」に定めるＪ３の審判員の支払ルールに基づき支払う

第 28 条〔アクレディテーションカード（ＡＤ証）〕

Ｊリーグは必要に応じて、次の各号のアクレディテーションカード（ＡＤ証）を発行し、ＡＤ証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

① PRESS（白）：記者室、記者席、カメラマン（フォトグラファー、ＴＶクルー）室、その他ホームクラブが許諾するエリア

② HB STAFF（黒）・RH STAFF/TV STAFF（グレー）・RADIO STAFF（グレー）：フィールド（ピッチを除く）、その他ホームクラブが許諾するエリア

③ カメラマンビブス（オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウテ

ィング・青、大型映像装置・ピンク、Ｊリーグオフィシャルメディア/クラブ映像撮影・緑、クラブ映像撮影・オレンジ）：エリアについてはＪリーグが別途定めるＪリーグメディアガイドに準ずる

第 29 条〔入場料および入場券販売〕

- (1) ホームゲームの入場料金は、ホームクラブがその裁量により設定することができる。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の未就学児童の入場料金は、大人の有料入場者 1 名につき 1 名に限り、無料とする。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半 15 分経過時まで行う。

第 30 条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の 90 分前までに試合球を用意する。

第 31 条〔試合運営に関する義務〕

- (1) ホームクラブは、試合の運営において、以下各号の義務を負う。
 - ① 試合の前後および試合中において、選手、審判員、Ｊクラブ関係者、観客その他試合会場に存在するすべての者の安全を確保する義務
 - ② 試合の前後および試合中において、観客に試合会場およびその周辺において秩序ある適切な態度を保持させる義務
 - ③ 前 2 号の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限しまたは即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務
- (2) ビジタークラブは、ホームクラブによる試合の運営に関し、以下の義務を負う。
 - ① U-21 Ｊリーグ運営担当をアウェイゲームに帯同し、前項第 2 号に基づくホームクラブの義務の履行に協力する義務
 - ② 試合の前後および試合中において、ビジタークラブのサポーターに秩序ある適切な態度を保持させる義務
- (3) ホームクラブおよびビジタークラブは、試合が開催されるスタジアムに、反社会的勢力を入場させないように、努めるものとする。

第 32 条〔日 程〕

参加クラブは、Ｊリーグが決定した試合の開催日、Ｊリーグの指定するキックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第 3 節 運 営

第 33 条〔運営責任〕

- (1) ホームクラブおよびビジタークラブは、Ｊリーグ規約および本実施要項の定めに従い、安全かつ円滑に試合の運営を行う責任を負う。
- (2) ホームクラブが独自に設けた観戦ルールがある場合、ホームクラブおよびビジタークラブは、試合開催日までに当該観戦ルールを相互に確認のうえ、それぞれのサポーターに

その内容を周知して遵守させなければならない。なお、ビジタークラブは、当該観戦ルールに対して自ら異議を申し立て、またはビジタークラブのサポーターに異議を申し立てさせてはならない。

- (3) ホームクラブの U-21 Jリーグクラブ代表者は、Jリーグが指定するキックオフ時刻の 90 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (4) 本実施要項に定める U-21 Jリーグクラブ代表者の職務は、クラブがその責務に当たることができるかと判断した者に代行させることができる。

第 34 条〔試合の中止および中断の決定〕

- (1) 試合の中止は、Jリーグ規約第 62 条または Jリーグ規約第 57 条第 3 項の定めに従い、それぞれ決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、ホームクラブおよびビジタークラブの U-21 Jリーグクラブ代表者は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第 35 条〔中止試合のみなし開催〕

中止試合のみなし開催については Jリーグ規約第 64 条の定めに従い、それぞれ決定する。

第 36 条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により試合が中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- (2) ビジタークラブの責に帰すべき事由により試合が中止となった場合、ビジタークラブは、ホームクラブに発生した必要経費および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第 37 条〔スタジアムへの到着〕

双方のチームは原則としてバスを使用し、Jリーグが指定するキックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着しなければならない。

第 38 条〔キックオフ時刻の厳守〕

- (1) いずれのチームも、Jリーグが指定するキックオフ時刻を厳守しなければならない。ただし、テレビまたはラジオの同時中継放送の都合による場合、ホームクラブは、5 分以内に限り、Jリーグが指定するキックオフ時刻を遅らせることができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、ホームクラブは、不可抗力による場合、主審による事前の承認を得たうえで、Jリーグが指定するキックオフ時刻を遅らせることができる。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない等の事情によりキックオフができない場合、相手チームは Jリーグが指定するキックオフ時刻から 45 分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムは原則として 15 分間を確保するものとし、後半のキックオフ時刻は、前半終了時刻の 15 分後とする。

第 39 条〔エントリー完了後の選手変更〕

(1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、以下各号に定める場合において、主審の承認を得た場合に限り、以下各号の定めに従い認められる。

① 負傷または急病等クラブの責めに帰さない事情による場合

イ. 先発予定選手を変更する場合

控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる

ロ. 控え選手を変更する場合

新たな選手を控え選手とすることができる

② Jリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできない選手がエントリーされていたことが判明した場合

イ. 先発予定選手に不備があった場合

控え選手に限り先発予定選手に変更することができる。ただし、新たな選手を控え選手とすることはできない

ロ. 控え選手に不備があった場合

新たな選手を控え選手とすることはできない

(2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、以下各号に定める場合において、主審の承認を得た場合に限り認められる。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについてはやむを得ない事情がなくても変更できるものとする。

① 急病等クラブの責めに帰さない事情による場合

新たなチームスタッフに変更することができる

② Jリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできないチームスタッフがエントリーされていたことが判明した場合

新たなチームスタッフに変更することはできない

第 40 条〔選手の交代〕

(1) 試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする（以下、本項に基づく交代を「通常交代」という）。

① 選手の交代人数は、7 名以内とする

② 選手の交代回数は、1 試合合計 3 回以内（ただし、ハーフタイムを除く）とする

③ 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

(2) 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の各号の通りとする。

① 脳振盪またはその疑いのある選手の交代（以下「脳振盪交代」という）は、通常交代に含まれない。

② 発生した脳振盪またはその疑いのある選手の人数にかかわらず、1 試合において各チームが得られる脳振盪交代の交代人数の上限は 1 名、交代回数の上限は 1 回とする。

③ 脳振盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に、交代人数 1 名、交代回数 1

回を追加で行うことができる(以下、本号に基づく交代を「追加交代」という)。

- ④ 1試合において各チームが行える追加交代の交代人数の上限は1名、交代回数
の上限は1回とする。なお、追加交代は、理由如何を問わず使用できる。
 - ⑤ 脳振盪交代及び追加交代は、通常交代と異なる交代であると判別できる手続きで行わ
れなければならない。各交代の具体的な手続きについてはJリーグが別途定めるもの
とする。
 - ⑥ 脳振盪交代、追加交代および通常交代のうち2種類以上の交代を同時に行った場合、
それぞれの種類の交代につき、1回ずつ交代したものとみなす。
 - ⑦ 脳振盪交代及び追加交代は、交代で退いた競技者であっても交代で競技者になること
ができ、その前に何人の交代が行われているかにかかわらず、いつでも交代して出場
することができる。
- (3) 選手の交代は、Jリーグが指定した交代用紙を用いて行うものとする。

第41条〔中止となった試合の記録〕

試合が、キックオフされた後に中止となり、Jリーグ規約第63条第2項に基づき当該
試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号
に定める。

- ① 90分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該中止試合におい
て、Jリーグ規約第133条第1号に定める違反行為が行われた疑いがある場合、同第
134条に従って当該行為に対する調査、審議および懲罰の決定が行われる
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を
行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される

第42条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が中止となった場合
- ③ Jリーグ規約第62条の2に定める入場制限試合が開催された場合(ただし、払い戻し
の範囲は観客の入場制限の実施態様によって決定する)

第43条〔係員〕

ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な
業務を行わせる。

- ① 場内外の警備・案内要員
- ② 場内放送要員
- ③ ボールパーソン
- ④ 担架要員(最大8名、担架を2台用意しておくこと)
- ⑤ 記録員

第44条〔中継映像制作〕

参加クラブは、Ｊリーグによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、別途定めるガイドラインに基づき、協力しなければならない。

- ① 試合会場への撮影機材の搬入搬出、設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上立入りが必要な競技関連エリア（ピッチ、チーム更衣室、室内ウォームアップエリア等）への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手、監督、チームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ 試合メンバー表、公式記録等の配付など試合情報のすみやかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有

第 45 条〔取材メディア対応〕

(1) 試合におけるＪクラブの取材メディア対応は次のとおりとする。

- ① ホームクラブは、フォトグラファー、ＴＶクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
- ② ホームクラブは、記者およびカメラマン（フォトグラファー、ＴＶクルー）の控室ならびに記者席を設ける。それぞれ屋根付きの場所で設けることが望ましい
- ③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をキックオフ時刻の 60 分前までに配布または配信する
- ④ ホームクラブは、「公式記録」を試合終了後、配布または配信する

(2) 試合後におけるＪクラブの取材メディア対応は次のとおりとする。

- ① 取材対応の形式は、メディアの人数、取材リクエスト、会場設備を勘案し、記者会見、個別インタビュー、ミックスゾーンのいずれかを必ず実施するものとする
- ② ホームクラブは、ビジタークラブに対し前日までに取材形式に関する連絡を行い、各試合の取材形式に関してホームクラブ、ビジタークラブ双方が事前に合意する
- ③ ホームクラブは、試合後のメディア対応を行うにあたって、取材メディアに対してどの監督、選手への取材を希望するか、リクエストの確認を行うものとする
- ④ リクエストを受けた監督、選手は、原則として取材対応を行うものとする
- ⑤ ビジタークラブは、ホームクラブのメディアオペレーションに協力する

(3) 取材メディア関係者は、原則として試合開始 60 分前から試合終了時までには試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。

第 46 条〔公式記録〕

(1) 記録員は、所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため主審およびホームクラブの U-21 Ｊリーグ運営担当の署名を受けたのち、すみやかに取材メディア関係者等に配付または配信する。

(2) ホームクラブの U-21 Ｊリーグ運営担当は、公式記録の原紙の写しをすみやかにＪリーグに提出しなければならない。

(3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。

① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者

イ. 入場券を保有している者

ロ. 入場券を保有していない未就学児童

② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者

イ. 車いす観戦者およびその付添人

ロ. VIP席の観客

なお、入場者数には選手、審判員、Ｊクラブの役職員その他試合運営に関わる者、スタジアム管理者、売店関係者、取材メディア関係者およびフォトグラファーは含めてはならない。

(4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。

第 47 条〔試合運営報告〕

ホームクラブの U-21 Jリーグ運営担当は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、Ｊリーグに提出しなければならない。

第 48 条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手およびチームスタッフは、規律委員会の決定があるまで試合への出場を停止される。

第 49 条〔退場による出場停止処分の翌シーズンへの繰り越し〕

退場による出場停止処分の未消化分がシーズン終了時に 2 試合以上に及ぶ場合には、次シーズンに持ち越すものとし、未消化分が 1 試合の場合には当該シーズン終了をもって失効するものとする。

第 4 節 試合の収支

第 50 条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、Ｊリーグ規約第 4 章第 5 節に定める。

第 51 条〔補填〕

本大会における遠征費用の補填や、試合中止に伴う補填については、必要に応じて別途定める。

第 52 条〔公衆送信権〕

(1) 試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてＪリーグに帰属する。

(2) 試合の公衆送信権料は、別途Ｊリーグが定めるところによる。

第 53 条〔収支報告〕

参加クラブは、Ｊリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Ｊリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

第 54 条〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。